

繰り返される不当労働行為

会社は反省し謝罪せよ！

10月21日、三重県労働委員会より「紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消す一方、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかったことは、組合弱体化を企図した便宜供与の一方的廃止であり不当労働行為である」と判断し、会社に対してJR東海労及び名古屋地本に今後このような行為は繰り返さないことを留意する文書を交付するよう命令された。さらに、「伊勢運輸区への組合掲示板設置にかかる団体交渉申し入れに対し、会社はこれを正当な理由なく拒否した」と認定され、これも不当労働行為とされた。

名古屋地本は会社に対して、この命令を真摯に受け止めすみやかに命令に従うよう10月27日に申第4号の申し入れを行った。

組合は11月20日、会社側幹事と申第4号についてやりとりをした。会社は、これまで何度も不当労働行為の判断を受けているにもかかわらず、あろうことか、この三重県労働委員会の命令を真摯に受け止めること無く、中央労働委員会への再審査申し立てを行ったため、申し入れには応じないとの姿勢を示した。地本はこの様な会社の姿勢に遺憾の意を表明し、繰り返される不当労働行為を断じて許さない姿勢を明らかにした。

申し入れ内容

1. 三重県労働委員会の「命令」に従い早急に、またもや犯した不当労働行為に対する反省と今後不当労働行為を繰り返さない旨の文書を交付すること。
2. 三重県労働委員会の「命令」を真摯に受け止め、再審査申し立て等、法的措置を行わないこと。
3. 伊勢運輸区にJR東海労の掲示板を早急に設置すること。

【会社回答】

会社として適切に対応していく。中労委への再審査申し立てをした。申し立てをした以上、三労委の命令を前提とした話に応じる考えはない。

尚、これまで同様、今後も不当労働行為をはじめとした違法行為は行わない。現時点で伊勢運輸区に貴労働組合の組合掲示板を設置する考えはない。

組合：業務委員会を開催しないと言うことか。

会社：開催する考えはありません。

組合：三重県労働委員会の命令書を読んだのか。不当労働行為と認定されている。

会社：回答したとおり中労委へ申し立てをした以上、三労委の命令を前提とした話には応じない。

組合：これまでも何回も不当労働行為をしている。全く反省がない。中労委に上げたからといって、不当労働行為は事実である。

会社：組合の意見は聞いたが、会社の考えは述べたとおりである。

組合：なぜ、勤労情報を出さないのか。この間、出してきたではないか。命令書に不服があるのなら反論すればいい。掲示板を有効活用しないのか。

会社：東海鉄事を出すものでないし、この場で議論する事でない。

組合：命令を真摯に受け止め法的措置を行わないことと申し入れている。今回の会社の対応は全く遺憾である。

以 上